

茨城県私立中学高等学校保護者会連合会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、茨城県私立中学高等学校保護者会連合会（略称「県私保連」）と称し、事務所を水戸市見和1-356-2 茨城県私学協会事務局内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校教育における私立学校の重要性に鑑み、広く生徒の保護者等の立場から、茨城県私学協会等の私立学校関係団体と緊密な連携を保ち、これらの団体とともに私立学校の振興及び青少年の健全育成に努め、私立学校の充実及び発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生徒の健全育成のための諸施策又は事業に対する協力
- (2) 私立学校助成の拡充及び保護者の教育費負担の軽減に向けての運動の推進
- (3) 私立学校関係団体との連携及び提携
- (4) 会員相互の研修及び広報活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事項

第2章 組 織

(組織)

第4条 本会は、茨城県内の私立の中学校、高等学校及び中等教育学校の保護者会をもって組織する。

- 2 保護者会とは、私立の中学校、高等学校及び中等教育学校の保護者会、PTA、教育後援会その他名称のいかんを問わず、各学校に在学する生徒の保護者を主たる構成員として結成された学校ごとに組織された団体（以下「単位保護者会」という）をいう。

(事務局)

第5条 本会に事務局を置き、茨城県私学協会の職員がその事務を行う。

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 3名

(役員を選任)

第7条 役員は、単位保護者会の会員の中からあらかじめ定める順序により選出し、総会において選任する。

(任期)

第8条 役員任期は1年とする。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後においても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 理事は、会務を執行する。

4 監事は、会計の監査を行う。

第4章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回これを開き、臨時総会は、必要がある場合に随時にこれを開く。

3 総会は、単位保護者会の代表の出席をもって構成し、会長が招集する。

4 総会の議長は、会長とし、総会の議事は、単位保護者会の過半数(委任状を含む)が出席し、その過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会の付議事項)

第12条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 役員を選任

(2) 事業計画及び予算(会費を含む)の承認

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 規約の変更

(5) その他役員会において必要と認めた事項

(役員会)

第13条 役員会は、必要がある場合に随時これを開く。

2 役員会は、役員をもって構成し、会長が招集する。

3 役員会の議長は、会長とし、役員会の議事は、役員過半数(委任状を含む)が出席し、その過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(役員会の付議事項)

第14条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画案及び予算(会費を含む)案
- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他役員会が会務の遂行上必要と認めた事項

第5章 会 計

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第6章 雑 則

(顧問)

第17条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮り、会長が委嘱する。

(施行細則)

第18条 会長は、役員会の承認に基づき、この規約を施行するために必要な細則を定めることができる。

付 則

この規約は、平成22年5月21日から施行する。

「茨城県私立中学高等学校保護者会連合会」施行細則

(目的)

第 1 条 この細則は、茨城県私立中学校高等学校保護者会連合会規約（以下「規約」とい
う）第 18 条に基づき、会務を円滑に運営するため、必要な事項を定める。

(役員等の選出)

第 2 条 規約第 6 条及び第 7 条の役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・理事は、保護者代表とする。ただし、副会長のうち 1 名は、会長校の校長とする。
- (2) 会長は、研修の企画運営を担当する。
- (3) 副会長のうち 1 名は、次期会長予定者とし、広報誌の企画運営を担当する。
- (4) 監事は、前会長校の会長及び校長とする。
- (5) 役員は、原則として、あらかじめ定められた地区別順番により選出する。
- (6) 会長・副会長・理事・監事選出校の保護者会担当教職員は、幹事となり役員会に出席することができる。

(地区別順番)

第 3 条 役員等選出の地区別順番は、次のとおりとする。

役員 年度	会長 副会長（校長） 幹事	副会長 （次期会長） 幹事	理事 （2名） 幹事	監事（前会長校会長 及び校長） 幹事
平成 22 年度	県南	県北	県南・県北 それぞれ 1 名 （理事 2 名） （幹事 2 名）	県北
23	県北	県南		県南
24	県南	県北		県北
25	県北	県南		県南
26	県南	県北		県北
27	県北	県南		県南

※ 平成 28 年度以降も、順次輪番制によるものとする。

付 則

この施行細則は、平成 22 年 5 月 21 日から施行する。